

## 「総合小売業者の個人情報ファイルの安全と保全に関する管理方法」 について

経済部は、個人情報保護法第 27 条<sup>1</sup>の規定に基づき、その経営構造から多くの個人情報保有する総合小売業者に対し、人材、技術、コストなどの投入を促して、利用者の個人情報に対する保護責任を強化させるため、「総合小売業者の個人情報ファイルの安全と保全に関する管理方法」（以下、「本方法」という）を公布した。当該方法は 2023 年 8 月 1 日に発布・施行され、業者はその発布・施行日から 6 ヶ月以内に「個人情報ファイルの安全と保全計画」の制定を完了しなければならないとしている。個人情報保護法第 48 条<sup>2</sup>の規定に基づき、同法第 27 条と本方法の規定に従わずに、「個人情報ファイルの安全と保全計画」又は「事業終了後における個人情報の処理方法」を制定しない場合、最高 NT\$1500 万の過料に直面することになる。

### 一、規範の対象

#### (一) 会社法、有限事業組合法又は商業登記法に基づき登記を行った者

会社法に基づき登記を行った株式会社、有限会社、二合会社（合資会社に相当）、無限会社（合名会社に相当）、有限協同事業法に基づき登記を行った有限協同事業、又は商業登記法に基づき登記を行った協同組合若しくは独資事業は、すべて本方法の適用対象となる可能性がある。

#### (二) 総合小売業者

本方法にいう「総合小売業者」とは、特定商品の専売をするのではなく、コンビニ

#### <sup>1</sup> 個人情報保護法第 27 条

非公務機関が個人情報ファイルを保有する場合、個人情報が窃取、改ざん、毀損、滅失又は漏洩されることを防止するため、適切な安全措施を講じなければならない。（第 1 項）

目的事業の中央主務機関は、非公務機関を指定して、「個人情報ファイルの安全と保全計画」又は「事業終了後における個人情報の処理方法」を制定させることができる。（第 2 項）

前項の計画及び処理方法の基準など関連事項の方法は、目的事業の中央主務機関の定めるところによる。（第 3 項）

#### <sup>2</sup> 個人情報保護法第 48 条第 2 項、第 3 項

非公務機関が第 27 条第 1 項に違反し、又は第 2 項に基づかずに「個人情報ファイルの安全と保全計画」若しくは「事業終了後における個人情報の処理方法」を制定していない場合は、目的事業の中央主務機関又は直轄市、県（市）政府により NT\$2 万以上 NT\$200 万以下の過料に処するほか、期限を定めて是正するよう命じ、期限を過ぎては是正しない場合、その都度 NT\$15 万以上 NT\$1500 万以下の過料に処する。（第 2 項）

非公務機関が第 27 条第 1 項に違反し、又は第 2 項に基づかずに個人情報ファイルの安全と保全計画若しくは事業終了後における個人情報の処理方法を制定しておらず、その情状が重大である場合は、目的事業の中央主務機関又は直轄市、県（市）政府により NT\$15 万以上 1500 万以下の過料に処するほか、期限を定めて是正するよう命じ、期限を過ぎては是正しない場合、その都度処罰する。（第 3 項）

本 **Newsletter** は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

エンストアチェーン、百貨店及び総合スーパーといった、多種多様な商品の販売に従事する小売業をいう。一方、単一系列の商品を販売する小売業やカー用品店等は、前述の適用対象に当たらない。

(三) 資本金が NT\$1000 万以上に達する者

所謂「資本金」とは、有限会社、無限責任会社や二合会社においては「資本金総額」、株式会社においては「払込資本金額」、有限協同事業においては「払込済出資額」、商業においては「資本金」をさす。この要件を満たした事業者は、その規模が大きくなればなるほど、個人情報管理のリスクが高まるため、規制を特別に強化する必要があるとしている。

(四) 会員を募集する者、又は取引対象の個人情報を取得できる者（又は経済部に指定された者）

二、「個人情報ファイルの安全と保全」の仕組みとその概要

総合小売業者は、個人情報の窃取、改ざん、毀損、滅失又は漏えいを防止するため、本方法の規定に基づき、その規模に応じた技術的かつ組織的な対策を講じて、「安全と保全計画」を制定しなければならない。また、当計画には本方法第6条の規定に基づき、次の事項を明記するものとする。

- 個人情報の収集、取扱い及び利用についての内部管理手続き
- 個人情報の範囲
- 情報の安全管理及び人員管理
- 意識啓発及び教育訓練
- 事故の予防、報告及び対応の制度
- 設備の安全管理
- 情報の安全性に関する監査体制
- 使用記録、追跡データ及び証拠の保存
- 事業終了後の個人情報の取扱方法
- 個人情報の安全保全についての総括的な持続的改善計画

本方法の安全保全の仕組みの概要は以下の通り。

(一) 業者は、当該計画の策定と執行の責任担当者を置き、関連する人事管理措置、

---

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

並びに意識啓発及び教育訓練の計画を制定しなければならない<sup>3</sup>。

(二) 業者は、個人情報を収集するときに、個人情報保護法に基づく告知義務を当事者に履行しなければならない。また、業者が、個人情報をマーケティングに利用するときは、当事者に対し、総合小売業者の登記名称及び個人情報の提供元を明確に告知する必要がある<sup>4</sup>。

(三) 業者は、個人情報を初めてマーケティングに利用するとき、当該個人情報の当事者又は法定代理人にマーケティングを拒否できる方法を提供し、かつ、必要となる費用を負担する。当事者又はその法定代理人がマーケティングを拒否した場合は、直ちに利用を停止しなければならない<sup>5</sup>。

(四) 個人情報の収集は、特定の目的のために行わなければならない。業者は、収集する個人情報が当該特定目的に必要であるかどうかを確認し、かつ定期的に精査しなければならない。特定の目的に属さない、特定の目的自体がなくなる、又は期間満了で保存する必要がない個人情報については、削除、廃棄、利用停止その他適切な処理を行わなければならない<sup>6</sup>。

(五) 情報漏えい事故に対応するため、個人情報ファイルの安全管理体制を完備して、関連事故の予防、報告及び対応の制度を構築し、個人情報ファイルの安全と保全監査の仕組み、及び使用記録や追跡データ並びに証拠保存に関する対応措置を定めなければならない<sup>7</sup>。

(六) 事故の予防、報告及び対応の制度については、事業主が事故を発見してから72 時間内に主務機関に報告すること、事故原因と被害状況を調査し、当事者又はその法定代理人に通知すること、不備を検討して予防・改善策を策定することなどが含まれなければならない<sup>8</sup>。

(七) 総合小売業者は、その事業終了後、保有している個人情報については、状況に応じて破棄、移転、削除、処理又は利用の停止等適切な措置を講じ、かつこれらの行為を記録し、5 年間保存しなければならない<sup>9</sup>。

<sup>3</sup> 本方法第 5 条、第 9 条、第 11 条参照。

<sup>4</sup> 本方法第 20 条第 1 項参照。

<sup>5</sup> 本方法第 20 条第 2 項参照。

<sup>6</sup> 本方法第 7 条参照。

<sup>7</sup> 本方法第 12 条、第 13 条、第 14 条、第 15 条参照。

<sup>8</sup> 本方法第 12 条参照。

<sup>9</sup> 本方法第 16 条参照。

本 **Newsletter** は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。